

ケイ薬局の災害・感染防止に伴う対策・対応について

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、わが国の歴史上かつてない規模の未曾有の被害をもたらした。その後の2016年4月の熊本地震、さらに中国四国地方を襲った豪雨水害、大阪北部そして北海道を襲った地震、令和元年の台風19号と我が国では毎年のように大規模な災害が発生しています。

また、中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症においては、令和元年12月以降、複数の症例が報告され、令和2年1月には本邦での初症例が確認された。以降、水際での対策、まん延防止、医療の提供等が講じられてきたところではあるが、令和4年3月17日現在、国内では累計約5970,000人の感染者、約26,000人の死亡者が確認されている。

そこで、このような災害・感染症が発生した際に、薬局としてどのようなことが出来るのか対策・対応を考え、それを実施するにあたり以下の条件や環境を整備いたしました。

-
- ・感染対策：薬局内入口に消毒薬の設置、空気清浄機・加湿器などの設置、定期的な換気、座席位置の間隔の規制、トイレや座席などの手が触れる所の定期的な消毒、ペーパータオルなどの使用等
 - ・構造整備：ビニールカーテン、パーテーションを使用した飛沫感染予防、薬局ドアに網戸の設置
 - ・発熱外来：クリニックとの連携で、車待機をしてもらい、処方箋をFAXで受信後、調剤、原本をクリニックからもらい、車窓口で対応（服薬指導）
 - ・薬剤の配送方法：基本的に薬局での投薬だが、患者の依頼などがあった時は、当薬局スタッフによる直接的配達、郵送・宅配便（配送状況が追跡可能なサービスの利用を含む）の利用を行い、電話を利用した服薬指導等の実施（宅配時等）
 - ・支払い方法：AIR PAYの導入によるクレジットカード等の推奨
 - ・服薬期間中の服薬状況の把握に使用する機器：電話での聞き取り等
 - ・最寄りの医療機関・薬局との災害時・感染症対策についての合同研修の開催（定期的）
 - ・接触制限：クリニックとの連携により在宅・居宅などの積極的な取り組み
 - ・震災時の対応：薬局が開局出来る時は、時間を制限しての営業（午前：2時間・午後：2時間等）
お薬手帳活用による投薬（震災特例時）
ライフラインの確保（水・ガス・ガソリン等）・備え（防災用品等の備蓄）
交通手段の確保（自転車・車など）
 - ・平時からの医薬品供給ルート・配送の確認（卸業者との連携強化）
 - ・医療用医薬品の備蓄・管理（最低3日分程度の在庫）
 - ・地域の衛生管理（十分な量の消毒薬、マスク等の確保、抗原キットの販売等）
 - ・災害・新興感染症の発生時の近隣医療機関、最寄り・系列の薬局への連絡・連携
 - ・災害・新興感染症の発生時の県・地域薬剤師会への連絡・連携

連携強化加算に関する施設基準について

当薬局は、他薬局等との連携に係る体制として、次に掲げる体制が整備致しました。

- ・災害や新興感染症の発生時等に、医薬品の供給や地域の衛生管理に係る対応等を行う体制の確保
- ・都道府県等の行政機関、地域の医療機関若しくは薬局又は関係団体等と適切に連携するため、災害や新興感染症の発生時等における対応に係る地域の協議会又は研修等に積極的な参加。
- ・災害や新興感染症の発生時等において対応可能な体制の確保。
- ・災害や新興感染症の発生時等に、都道府県等から医薬品の供給等について協力の要請があった場合には、地域の関係機関と連携し、必要な対応を行います。